

令和 8 年 8 月 7 日

▼タイトル

市内企業の「賃上げ」を支援！「中小企業者等賃上げ対策支援事業」の申請を受け付けています

▼概 要

高島市では、エネルギーや物価高騰の影響により、厳しい経営環境に直面している市内の中小企業者等が、一定の賃上げに取り組む場合にその負担を軽減するため、「高島市中小企業者等賃上げ対策支援事業」を実施しています。本事業は、従業員の賃上げに取り組む市内事業者に対し、1人あたり6万円（最大20人分・120万円）を給付するものです。現在、申請受付状況が約50%に達しており、市内事業者の皆様に活用を改めて呼びかけるとともに、申請期限に向けた周知を行います。

▼申請期限

令和 8 年 10 月 30 日（金）まで

▼内 容

○事業の背景：

エネルギー・物価上昇が続き、経営環境は依然として厳しい状況において、賃上げに取り組む市内事業者を高島市は支援しています。

○本支援金のポイント：

- ・会社全体ではなく、従業員1人からの賃上げでも対象
- ・4月、7月の定期昇給やベースアップによる賃上げも対象
- ・令和7年10月の最低賃金改定に伴う引上げも対象
- ・雇用保険に加入していれば、パート・アルバイトも可

○申請受付状況の告知：

現在、予算に対して約50%に達しました。申請受付枠に限りがあるため、検討中の事業者は早めのご相談・申請をお願いします。

▼対 象

○対象：市内に事業所を有し、以下の要件を満たす中小企業者等

- ・令和7年10月1日から令和8年9月30日の間に、基本給を3.5%以上引き上げ
- ・賃上げ後の給与支払実績が1か月以上あること
- ・その他、市税の滞納がない等の要件（詳細は市HPを確認）

▼問い合わせ先

○所 属： 高島市役所賃上げ対策支援金事務局

○担 当： 岡本

○電 話 番 号： 0 7 4 0（ 2 5） 8 0 0 9

○ファックス： 0 7 4 0（ 2 5） 8 1 5 6

最大**120万円**給付!

高島市は企業の

賃上げを

支援します!



従業員の賃金を一定率以上引き上げた、
市内の中小企業等を対象に支援金を給付します。

※この事業は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した今年限りの事業です

詳しくはこちらをご覧ください
高島市公式HP



申請受付中!ぜひご活用ください/

給付額

従業員1人あたり**6万円**の支援金を給付

※1社あたり申請は1回限り、給付上限額 **120万円(20人分)**

賃上げの
要件

賃上げ対象期間

令和7年10月1日～令和8年9月30日

※期間内に賃上げ後の給与の支払実績が1か月以上あること

対象となる
従業員

**中小企業等に直接雇用され、
雇用保険に加入している者**

※市内の事業所等に雇用される者(アルバイト・パートも対象)

対象従業員の
賃上げ率

賃上げ前月と比較して3.5%以上

※基本給(月給、日給、時給)で判断(諸手当は除く)

対象企業

市内に営業実態のある本店、支店等(「事業所」という)があり、
当該事業所に勤務する従業員を1人以上雇用している事業者

※中小企業基本法第2条第1項に該当する会社と個人(社団法人、財団法人、NPO、協同組合等も一部対象)

受付期間

令和8年 3月26日(木)～10月30日(金)

※受付時間は9時～16時まで(土日祝除く)

※申請状況や予算により、期間内に申請を打ち切る場合があります

受付窓口 賃上げ対策支援金事務局(高島市役所新館2階) TEL:0740-25-8009

市内の中小企業・個人事業主の皆様へ

高島市 中小企業者等 賃上げ対策支援金

従業員の賃上げを行う事業主様を応援します！

引き上げを行った従業員1人につき

6万円 を給付！（上限20人・最大 **120万円**）

ポイント1

会社全体じゃなくてOK！
従業員1人からの
賃上げでも対象です

ポイント2

4月の定期昇給や
ベースアップによる
賃上げも対象です

ポイント3

令和7年10月の
最低賃金改定に伴う
引上げももちろんOK

まずは該当するかチェック！【かんたん診断】

以下の3つの項目にすべてチェックがつけば、対象の可能性大！



高島市内に事業所がある中小企業、または個人事業主である

※令和8年3月1日時点で市内に事業所を有していること。



雇用保険に加入している従業員を1名以上雇っている

※事業主本人や日雇い、週20時間未満の勤務者などは除きます。



対象期間内に、従業員の基本給を「前月比で3.5%以上」引き上げた

※対象期間：令和7年10月1日～令和8年9月30日（この期間内に1月以上の支給実績が必要です）。

支援金の概要

給付金額	対象従業員1人あたり 6万円 （1事業所あたり最大20人・ 120万円 まで）
主な要件	・引き上げ後の賃金（基本給）水準を 1年間継続 すること ・申請時点で市税の滞納がないこと
申請期限	令和8年10月30日（金） まで
詳細・様式	高島市公式ウェブサイトにて申請書類やQ&Aを掲載しています。「高島市 賃上げ対策支援金」で検索、または市ホームページよりご確認ください。

【お問い合わせ・申請窓口】

賃上げ対策支援金事務局

電話：0740-25-8009

受付時間：平日 9:00～16:00